

ＬＰガス販売事業者用保安教育指針の改正について（案）

平成19年11月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨等

液化石油ガス法第18条第1項において、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施すことが規定され、同条第2項において、高圧ガス保安協会は、液化石油ガス販売事業者がその従業員に保安教育を施すに当たっての基準となるべき事項を作成し、公表しなければならないとされている。

ＬＰガス販売事業者用保安教育指針（以下「保安教育指針」という。）は、高圧ガス保安協会が液化石油ガス法第18条第2項に基づき、公表している保安教育のための指針である。

保安教育指針は、前回は平成15年度に見直し作業を行い、平成16年4月に改訂しているが、この度、この間の法令・自主基準の改正及びＬＰガス業界の最新動向並びに社会情勢の変化等を踏まえて作成した保安教育指針改正原案を液化石油ガス法施行規則関係基準分科会（主査 佐藤研二 東邦大学教授）で検討した結果、当該原案を液化石油ガス規格委員会に上申することが決議された。

2. 検討方針

液化石油ガス規格委員会（委員長 坪井孝夫 横浜国立大学教授）において次の事項について検討する。

- ①近年の法令・自主基準の改正及びＬＰガス業界の最新動向並びに社会情勢の変化等を踏まえて、ＬＰガス販売事業者用保安教育指針改正原案を検討する。
- ②保安教育指針の内容の理解を深め、かつ、活用できる内容とするため、編集に当たっては、参考となる様式類や業界で既に活用されている各種マニュアル等を参考資料・添付資料として掲載するものとする。またこれらの資料活用の利便性向上のため、指針本文中にその資料等の紹介を必要に応じて記載することとする。ただし、これらの参考資料・添付資料及び本文中に記載する資料等の紹介については、ＫＨＫ技術基準には該当しないため、書面投票及びパブリックコメントの対象としない。

3. スケジュール

- ①液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 平成19年7月27日
- ②液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 平成19年9月18日
- ③液化石油ガス規格委員会 平成19年11月9日
- ④書面投票 (期間：15日間)
- ⑤液化石油ガス規格委員会で承認後パブリックコメントを実施 (期間：1ヶ月間)